

次世代ヘルスケア産業協議会
中間とりまとめ（案）

平成 26 年 6 月 5 日

目次

次世代ヘルスケア産業協議会 中間とりまとめ（案）・・・・・・・・ P 1

別紙 1 次世代ヘルスケア産業協議会 事業環境 WG

中間報告・・・・・・・・ P 8

別紙 2 次世代ヘルスケア産業協議会 健康投資 WG

中間報告・・・・・・・・ P 19

別紙 3 次世代ヘルスケア産業協議会 品質評価 WG

中間報告・・・・・・・・ P 30

別紙 4 次世代ヘルスケア産業協議会 委員名簿・・・・・・・・ P 38

次世代ヘルスケア産業協議会 中間とりまとめ（案）

1. 次世代ヘルスケア産業協議会の設置

健康寿命延伸分野の市場創出及び産業育成は、国民のQOL（生活の豊かさ）の向上、国民医療費の抑制、雇用の拡大及び我が国経済の成長に資するものである。

このため、官民が一体となってその市場創出及び産業育成に向けた具体的な対応策について検討を行う「次世代ヘルスケア産業協議会」を、昨年12月に健康・医療戦略推進本部の下に設置した。その後、協議会の下に、以下の3つのWGを設置し、具体的施策のあり方を検討してきた。

（各WGの検討内容）

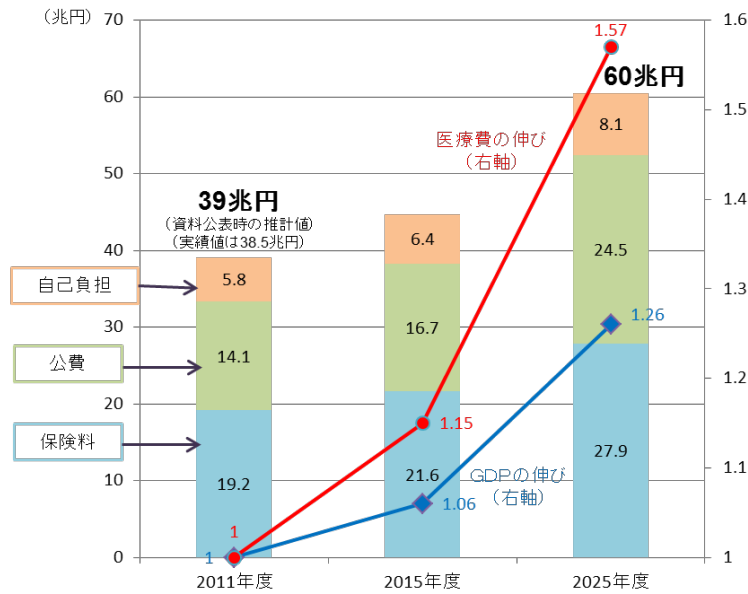
- 事業環境WG（主査：武久 洋三 日本慢性期医療協会 会長）
 - ・新たな健康サービス・製品の創出のための事業環境の整備（グレーゾーン解消等）に係る検討
- 健康投資WG（主査：森 晃爾 産業医科大学産業生態科学研究所 教授）
 - ・企業、個人等の健康投資を促進するための方策の検討
- 品質評価WG（主査：末松 誠 慶応大学 医学部長）
 - ・健康関連サービス・製品の品質評価の在り方の検討

2. 健康寿命延伸産業の重要性と果たすべき役割

（1）新産業創出と医療費削減

少子高齢化が進行する中、我が国における国民医療費は毎年増大しており、平成23年度に38兆円を突破した。今後もGDPの伸びを超えるスピードで増加し、2025年には約60兆円に達する見込みである。（図表1）。

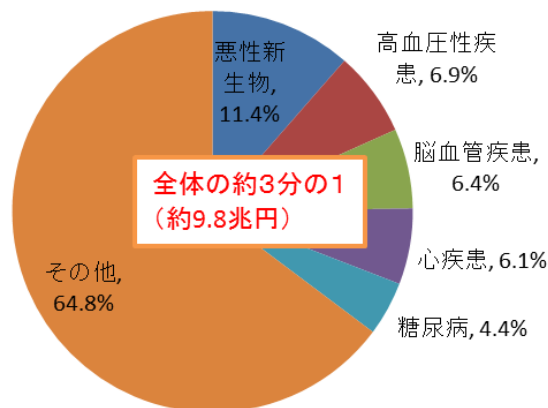
図表 1 国民医療費の見通し



※1 平成23年6月2日社会保障改革に関する集中検討会議資料で公表している将来推計のバックデータから作成。
 ※2 医療費の伸び、GDPの伸びは、対2011年度比。
 (出所) 厚生労働省作成資料

平成 23 年度において、国民医療費の内、医科診療医療費に占める生活習慣病の割合は全体の約 3 分の 1 (9.8 兆円) となっている。(図表 2)。これらの生活習慣病は、完治が困難で多額の治療費(例えば人工透析)を必要とする場合も多く、若年期からの運動や食事などの生活様式の変化や健康への無関心が大きな要因であると考えられており、公的保険外の予防・健康管理サービス産業(以下「公的保険外サービス」と言う。)を積極的に創出することにより、医療費の削減につなげることが可能である。

図表 2 医科診療医療費に占める生活習慣病の割合

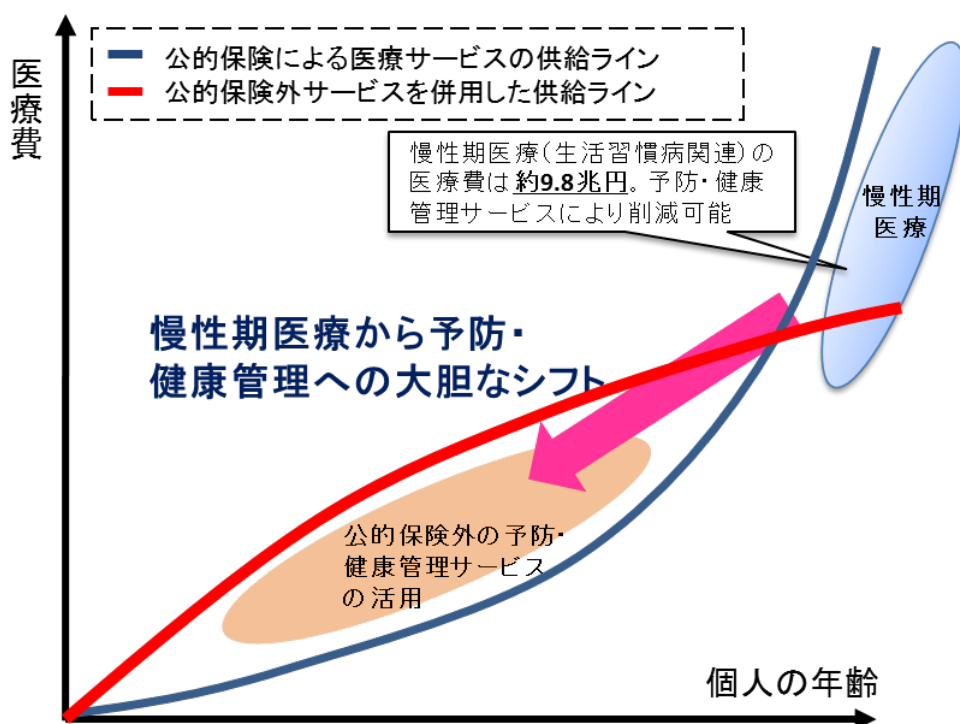


出典：厚生労働省「平成 23 年度国民医療費」

今後も生活習慣病が増加し、さらに、高齢期における介護や生活支援などの多様なニーズが増大していく中においては、公的保険制度のみによる対応では限界が生じる可能性が高い。このため、公的保険内の医療・介護サービスを持続可能な形で提供しつつ、公的保険外サービスを活性化させることにより、国民の健康・予防ニーズを満たしつつ、経済成長につなげていくことが必要である。また、これらの公的保険外サービスは、個人や保険者が健康増進・予防等の「セルフメディケーション」を推進するための環境を整備するためにも有効であると考えられる。

こうした観点から、慢性期医療（生活習慣病関連）にかかる費用を、公的保険外サービスを活用した予防・健康管理に大胆にシフトさせることにより、「国民の健康増進」「医療費削減」「新産業の創出」の一石三鳥の実現を図ることが必要と考えられる（図表3）。

図表3 予防・健康管理サービスの活用



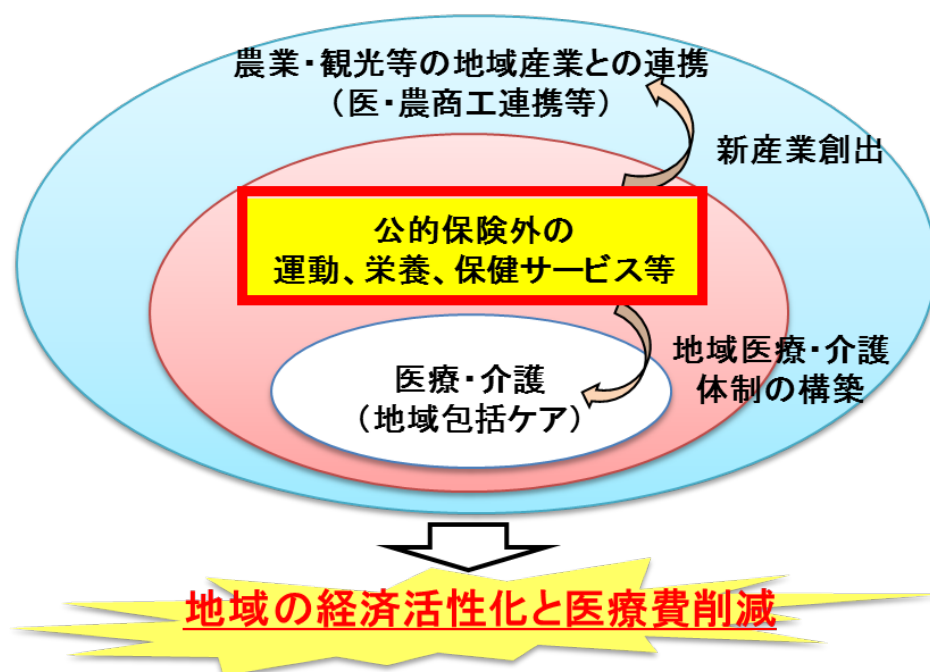
(2) 地域経済・コミュニティの活性化

健康寿命延伸産業の発展は、今後、地域の人口減少と医療費増大が進む中で、地域経済・コミュニティの活性化のためにも大きな役割を果たすことが期待される。地域においては、今後、医療提供体制の見直しや、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体となった地域包括ケアシステムの構築が進めら

れていく予定である。一方、公的保険外サービスに対するニーズも、地域において様々な形で拡大していくものと考えられる。また、地域の新産業創出に向けて、公的保険外のサービスを活用していく取組も始まっている。

こうした中、地域において公的保険外のサービスを提供する産業を創出できれば、①高齢化に伴う地域の多様なニーズの充足（地域の医療・介護体制の構築への貢献）、②農業・観光業などの地域産業との連携（医・農商工連携）による新事業創出といった大きな役割を果たすことが期待できる。これらの取組を促進し、地域住民の健康づくり、疾病の予防を進めることで、地域の「経済活性化と医療費削減」につなげていくことが重要である。（図表4）。

図表4 地域における予防・健康管理サービスの役割



3. 新産業の創出に向けた課題とアクションプラン

(1) 新産業の創出のための課題

医療などの公的保険サービスの外延に位置する健康寿命延伸産業は、多種多様なサービス・製品によって構成される「新しい産業分野」であり、その発展の阻害要因として、例えば、以下のような課題が存在している。

(需要面、供給面の課題の例)

<需要面の課題>

●健康投資

- ・企業や健保組合にとって、健康増進のメリットや経済的な効果が不明確。このため、「投資」ではなく「コスト」としての認識が中心。

<供給面の課題>

●事業環境

- ・規制の適用に関するグレーゾーンが存在し、事業者が新事業活動を躊躇。
- ・ビジネスモデルが確立しておらず、新事業活動に必要な資金・人材の確保が困難。

●品質評価

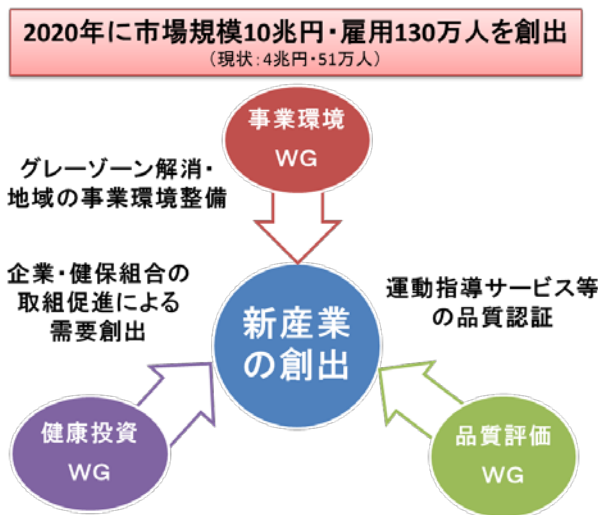
- ・医学的効果が不明確な製品やサービスが多く、企業・個人が積極的に使えない状況。

健康寿命延伸産業の発展のためには、こうした課題の解決を通じて、健康への取組に対する企業・個人の意識を「コスト」から「投資」へ切り替えていき、「需要創出と供給拡大の好循環」を作り出していくことが必要である。そのために、民間事業者が積極的に新事業に挑戦していける需要・供給の両面からの環境整備を進めることが重要である。

このため、本協議会では当面の検討課題として、「事業環境」「健康投資」「品質評価」の3つのWGを設置して具体的な施策のあり方の検討を行った。各WGの検討結果は、中間報告として別紙1～3に添付している。

各WGで取りまとめた施策は、相互に連携しており、「需要創出と供給拡大の好循環」に向けて、「一体的なパッケージ」として実施されることが重要である。(図表5)

図表5 健康産業創出に関する施策パッケージ



(2) 新産業の創出に向けたアクションプラン

3つのWGでの中間報告においては、速やかに実施することが期待される施策が示されており、これらを「アクションプラン」として、実施スケジュールとともに、以下のとおり整理した。

(新産業創出のためのアクションプラン)

I 新事業創出のための環境整備

① グレーゾーン解消による新事業活動の促進

○グレーゾーンに関し、産業競争力強化法に基づく個別事案の解消を促進する。併せて、地域での広報・普及を含めた取組を強化する。

[実施済（さらに個別事案の解消を推進）]

○本年3月末に策定した「健康寿命延伸産業分野における新事業活動のガイドライン（5分野）」について、個別の解消事例を集積し、今後内容を拡充する等、必要に応じてガイドラインを改定する。

[実施済（今後適宜改定）]

② 地域における新事業創出のための環境整備

【ビジネスモデル】

○「医・農商工連携」を推進するために、新事業に関するモデル実証事業を支援する。

[今年度から開始]

○地域版「次世代ヘルスケア産業協議会」を全国展開し、優れたビジネスモデルを普及する。

[今年度から開始]

【資金】

○地域経済活性化支援機構が「地域ヘルスケア産業支援ファンド（仮称）」を創設し、新事業へのリスクマネー・経営人材を供給する。

[今年度中]

○政策金融によるヘルスケア産業創出融資制度を検討する。

[今夏に制度要求]

【人材】

○地域の保健師等の専門人材やアクティブシニア人材を活用するためのマッチング事業を支援する。

[今年度から開始]

II 健康投資・健康経営の促進

①企業等における健康投資の促進

- 企業や健康保険組合の健康投資を評価するための「評価指標」を構築し、その取組を促進する。 [今年度から開始]
- 評価指標について、厚労省の「データヘルス計画」と連携し、健康保険組合の取組を促進するインセンティブの制度設計に活用する。 [今年度から開始]

②健康経営が評価される枠組みの構築

- 健康優良企業をプラス評価する「健康経営銘柄（仮称）」を設定する。 [来年春の設定に向けてデータ収集を開始]
- 企業や健康保険組合のベストプラクティスを地域ヘルスケア協議会等で公表・共有を進める。 [今年度中]
- CSR報告書などによる企業の積極的な情報発信を促進する。 [今年度から関係者との調整を開始]

III ヘルスケアサービスの品質の見える化

①健康運動サービスに関する品質評価の実施

- ニーズの高い「健康運動サービス」について「民間機関による第三者認証」を試行的に実施する。 [今年度から開始]
- 第三者認証について、学会や業界団体等の専門家・専門機関による支援体制を整備する。 [今年度から開始]

②認証を受けた健康運動サービスの利活用の促進

- 利用者となる企業や健康保険組合のニーズを収集し、認証を受けた健康運動サービスの広報・普及を行う。 [今年度から開始]

(3) アクションプランのフォローアップ

上記のアクションプランについては、その実施状況を本協議会、各WGに定期的にフィードバックするとともに、その効果を踏まえて、それぞれの施策の見直し、新たな施策の検討につなげていく。